

第2期えひめ・未来・子育てプラン
(前期計画) 改訂後 (第5、6章)

第5章

具体的な施策の目標

第1目標 「家庭を持つことや子育てに夢」が感じられる“えひめ”

- 1 次代の親づくり
- 2 若者の自立と就労支援
- 3 良きパートナーとの出会いの支援

第2目標 「命の誕生」が心から祝福される“えひめ”

- 1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策
- 2 妊娠・出産を見守り支える地域づくり
- 3 妊娠を望み、不妊に悩む人々への支援

第3目標 「家族・地域の愛情」で育む“えひめ”

- 1 地域で子どもを育む環境づくり（公的支援）
- 2 地域で子どもを育む環境づくり（民間と協働した支援）
- 3 安心できる小児医療体制の整備

第4目標 「希望する幼児教育と保育」が受けられる“えひめ”

- 1 幼児期の教育・保育の充実
- 2 放課後児童対策の充実
- 3 地域子ども・子育て支援の充実

第5目標 「健やかな成長・自立」を支援する“えひめ”

- 1 豊かな人間性と生きる力の育成
- 2 魅力ある学校づくり
- 3 子どもの心や身体を、守り・育てる社会づくり

第6目標 「子どもに温もりのある暮らし」を保障する“えひめ”

- 1 保護を必要とする子どもに対する福祉の充実
- 2 共生への支援を要する子どもたちのサポート
- 3 ひとり親家庭等の自立支援と子育て・生活支援の推進

第7目標 「親子に安心な生活環境」を提供する“えひめ”

- 1 安心・安全なまちづくり
- 2 保護者が実践する事故防止・防災対策
- 3 子育て家庭の遊び場等の整備

第8目標 「子育てと仕事の両立」を実現する“えひめ”

- 1 子育てしやすい職場環境づくり（企業で）
- 2 固定的性別役割分担意識の是正と働き方の見直し（家庭で）
- 3 子育てと仕事の両立支援（地域で）

第5章 具体的な施策の目標

第1目標 「家庭を持つことや子育てに夢」が感じられる“えひめ”

1 次代の親づくり

2 若者の自立と就労支援

3 良きパートナーとの出会いの支援

1 次代の親づくり

現状と課題

核家族化や少子化の進行、地域コミュニティの希薄化等により、地域と子育て家庭との交流が少なくなっています。また、家庭においては、固定的性別役割分担意識が未だ根強く残っており、女性に子育ての役割と責任が集中していることが、育児ストレス等の主要な要因となっています。

このため、男女が共に協力して子育てや家事に関わることにより、子育ての意義や重要性等を理解することが必要です。

また、若年世代の未婚化・晩婚化や県外流出による出生数の減少が進んでいることから、少子化対策の観点からも、個人の意思を尊重しつつ、将来、結婚したい、家庭を持ち、子どもをみたいと考えている若者に対して、結婚や子育ての意義について考える機会づくりを行うことが必要です。

具体的な施策

(1) 男女共同参画の視点に立った次代の親の育成

- 子育てや家庭の大切さについて理解を深めるとともに、男女が共に参画する家庭・地域づくりを進めるため、子どもの時から成長段階に応じた教育・啓発を行います。

(2) 男性の家事・子育て参加の促進

- ◎ 家事・育児への積極的関わりと、その効果などについて、男性を対象とした意識啓発活動等の実施のほか、イクメンの相談役となるイクメンメンターの養成により、男性が積極的に育児に参加しやすい環境づくりに努めます。
- 男性も参画する子育て団体の活動及び各団体のネットワーク化を促進します。

- 県の広報紙やホームページ、電子メールなどを活用して、男女共同参画に関する情報を発信します。
- セミナー等の啓発活動を通じ、職場の意識改革を促進するとともに、男性の育児休業取得を促進するため、事業主に対する支援を行います。

(3) 結婚や家庭を持つことを考える機会の提供

- 次代の親世代に対して、乳幼児や親との交流やライフデザイン講座等の開催を通じて、将来、結婚して家庭を持つこと、親になること等を考える機会づくりを行います。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
01 イクメンメンターの養成数	0人 (H27)	100人 (H31)	子育て支援課

2 若者の自立と就労支援

現状と課題

就職氷河期に非正規雇用等で就職せざるを得なかった若者を中心に、派遣社員やアルバイトとして働き、また、ニートといわれる状態に陥るなど、不安定な生活状況による将来への不安から結婚を先送りする若者も多いと言われています。

このため、若者の職業観を醸成するためのキャリア教育を推進するとともに、「就職～結婚～出産～子育て」を望みながらも、特に経済力の面で踏み出せない若年者に対して、職業訓練や一人ひとりの適性と能力に合った就職支援を行い、子育てを担う世代の生活を支援する取組みを進めていくことが必要です。

具体的な施策

(1) 若年者の自立支援

- 若年者の意欲を高めるため、各方面において次代を担う若手の育成に努めます。
- ボランティア活動などの社会体験活動を通じ、若者が社会の中での自分の役割について積極的に考え、主体性や社会性を育むことを支援します。
- 学生を対象とした職場見学・体験、出前講座の実施により、職業意識や就労意欲、地元企業に対する理解の向上に努めます。
- 青年海外協力隊への派遣促進や海外からの技術研修生との交流促進など、様々な体験を糧と捉える人材の輩出に努めます。

(2) 若年者の就業促進

- ◎ ジョブカフェ愛 work（愛媛県若年者就職支援センター）において、就職から職場定着に至るまでのきめ細かな支援に加え、企業のニーズに応じた人材を育成するなど、雇用対策・人材育成を総合的に実施します。
- 職業訓練等により、不安定な就業状態にある若年者の正規雇用等への転換を支援します。
- ◎ 地域若者サポートステーションにおいて、各種セミナー、職場見学・体験等を実施し、若年無業者等の職業的自立を支援します。
- ◎ 県下4校の高等技術専門校において、就業に必要な知識・技能を身に付ける職業訓練を実施します。
- ◎ 若年者を対象とする「日本版デュアルシステム訓練」を実施します。（平成29年度で終了）

(3) 若年者の雇用確保

- 若者の県外流出に歯止めをかけるためにも、各界の代表者等で組織する「愛媛県雇用対策会議」において、雇用機会の確保拡大等について検討します。
- 企業や事業所等に対して、様々な機会を通じて正規雇用による採用の拡大など、雇用の維持・確保を働き掛けます。
- ジョブカフェ愛 work において、地域の中小企業が若年人材の確保や職場定着に向けて行う取組みを支援し、若者の県内企業への就職促進を図ります。

- 中学生、高校生に向けて県内の中小企業の魅力を発信し、将来の本県での就職促進に繋がります。
- 県外大学と就職支援連携協定を締結し、本県出身の県外学生等に対して県内企業の情報を発信し、本県における若年者の採用の拡大を目指します。
- 創業に向け、具体的な事業計画や熱意・意欲を持つ若者の一連の活動を支援します。
- 構造改革特区制度を活用した先行事例のうち、雇用拡大効果が見込まれるものや、雇用の確保・拡大が実証されたものなどについて、本県への応用導入をめざします。
- 地域経済の活性化と地域雇用の創造について、地域の視点から総合的に推進する地域再生構想に対し、市町等とともに積極的な提案を行います。

(4) 若年子育て家庭等の生活支援

- 児童手当制度等の円滑な推進に努めます。
- 県営住宅への多子世帯等の優先的入居の受付を実施します。

目標指標

目 標 指 標		基準値	目標値	担 当
01 1	若年求職者の就職者数 (愛 work における就職支援数)	2,230 人 (H26)	2,400 人 (H31)	雇用対策室
02	若年無業者の進路決定者数	190 人 (H25)	200 人 (H30)	労政雇用課
03	高等技術専門校における就職率 (H30～H31)	90.2% (H28)	増 加 (H31)	労政雇用課
	日本版デュアルシステム訓練修了後の就職率 (H27～H29)	83% (H25)	増 加 (H31)	労政雇用課

3 良きパートナーとの出会いの支援

現状と課題

少子化の主たる要因として、子育てに伴う経済的負担と並んで、未婚化・晩婚化・晩産化が指摘されています。本県においても、男性の約5人に1人、女性の約10人に1人が生涯未婚と言われ、平均初婚年齢は男性が30歳を超え、女性も30歳に近づくなど、未婚化・晩婚化が進行しております。

一方で、独身者の約9割が結婚希望を持っているものの、25歳～34歳の年齢層では、独身にとどまっている理由として、「適当な相手にめぐり合わない」が最も多くなっています。

結婚は、個人の意思に基づき選択されるものではありませんが、結婚を希望してもできない要因が明らかになっているのであれば、それに対する具体的な対策を講じていくことが求められます。

このため、子育て環境の整備と合わせて、「適当な相手にめぐり合わない」という理由で独身にとどまっている未婚者に対し、良きパートナーと出会える機会を提供していくことが必要です。

具体的な施策

(1) 県民総ぐるみで結婚を支援する体制づくり

- ◎ 平成20年11月に開設した「えひめ結婚支援センター」を核として、企業・団体、市町、ボランティア等と連携、協力して、結婚を希望する独身男女に、出会いイベントやお見合い事業を通じて多くの出会いの場を提供します。
- 独身者のスキルアップや、地域で婚活を支援する組織の育成を図るなど、県民総ぐるみで結婚しやすい環境づくりを図ります。
- 個人の意思を尊重しつつ、結婚や家庭を持つ素晴らしさを啓発するポジティブキャンペーンの展開や、地域課題に対応した総合的な結婚支援について、国策として位置付けて地方と一体となって取り組むよう、国に対して提言や要望を行います。

(2) 若い世代への結婚支援

- 婚期が遅れることで、妊娠・出産・育児の期間が短縮され、理想の子どもを生み育てられないという課題があることから、特に、未婚率の上昇が著しい20歳代世代を中心に、結婚や家庭を持つことを考える機会づくりや独身者相互の交流を深める取組みを行います。

(3) 結婚を希望する労働者の支援

- 結婚を希望する労働者の資金需要に応えるため、四国労働金庫と協調して低利の融資制度を運用し、利用促進に努めます。

目標指標

	目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
04	えひめ結婚支援センターで誕生したカップル数	7,800組 (H26)	18,000組 (H31)	子育て支援課

第2目標 「命の誕生」が心から祝福される“えひめ”

1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

2 妊娠・出産を見守り支える地域づくり

3 妊娠を望み、不妊に悩む人々への支援

1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

現状と課題

少子化や子育て世帯の孤立化といった社会構造の変化や、核家族や共働き世帯の増加といった家族形態の多様化等、子育てを取り巻く環境が大きく変化する中、妊娠・出産・子育てへのライフサイクルを通じた切れ目ない支援体制構築の重要性が、平成25年（2013年）8月にとりまとめられた社会保障制度改革国民会議報告書において指摘されているところです。

妊娠成立期からはじまる医療機関での妊婦健康診査や妊娠届出の機会、母親学級や両親学級、医療機関等での出産、新生児訪問、乳幼児健康診査、予防接種など、様々な施策が行われていますが、さらに母子保健に関する情報の利活用を含めた各事業間の有機的な連携体制を構築することにより、地域で母子が安心して生活できるよう、妊娠・出産・産後における切れ目ない支援の提供が求められています。

具体的な施策

（1）命の大切さ等に関する意識啓発

- 女性も男性も、ともに命の大切さを理解し、命への責任意識を高めるよう、意識啓発に努めます。
- 喫煙や受動喫煙などが胎児に与える影響についての啓発に努めるとともに、妊産婦等にやさしい環境づくりの推進に努めます。
- 子どもが集まる場所においては、子どもが受動喫煙をしないよう、啓発に努めます。

(2) 母性の健康管理と妊娠・出産・育児支援

- ◎ 妊娠・出産に係る正しい知識の普及啓発に努めます。
- ◎ 妊婦健康診査の重要性の普及啓発と確実な受診の勧奨に努めます。
- 妊娠中の適正な食生活や体重管理、禁煙や禁酒についての啓発に努めます。
- 「いいお産」の普及を目指す「妊婦の日」において、医療機関等と連携して妊娠・出産に関する情報提供を行うほか、母子健康手帳の交付や妊婦健康診査等、あらゆる機会を通じ、母子保健に関する情報の提供に努めます。
- 保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携強化や、市町保健センターと医療機関との妊娠期からの連携強化を図り、妊娠・出産・産後における切れ目ない支援体制の構築に努めます。
- 保健所や市町保健センター等において、関係機関と連携を図りつつ、妊娠・出産・育児・遺伝に関する相談等に対応します。
- 女性の心身の健康に関する相談支援体制を確保するとともに、妊娠期からのメンタルヘルスに努めます。
- 県内の母子保健課題を解決するために必要な人材の確保及び資質の向上に努めます。
- 定期的に県内の母子保健事業の指標に基づくデータを保健所や市町に還元するとともに、市町の健康格差の解消を目指して、地域の実情に合った母子保健事業を推進します。

(3) 乳幼児の健康の確保及び増進

- 「早期発見・早期治療」を目指し、新生児を対象に、タンデムマス法等による新生児マススクリーニング検査(先天性代謝異常等検査)を無料で行います。
- 異常が発見された子どもに対しては、医療機関と連携のうえ、保健所による適切な支援に努めます。
- 乳幼児の疾病の早期発見と治療及びかかりつけ医の促進を図るとともに、養育者の負担軽減を図るため、市町が実施する乳幼児医療費助成に対する支援を継続し、医療費助成の底上げに努めます。
- 慢性的な疾病による長期療養が必要な児童等とその家族が、安心して地域で生活できるようにするための体制整備、支援、地域における資源の有効活用に努めます。
- ◎ 未熟児養育医療や未熟児訪問など、市町における低出生体重児への体制整備に対して、必要な支援に努めます。
- ◎ 市町による乳幼児健康診査が円滑に実施されるよう、関係機関との連絡調整に努めます。

(4) 育てにくさを感じる親に寄り添う支援

- 親となる者の子どもに対する発達・発育過程の知識不足や経験不足が育てにくさを感じる原因となっている場合もあり、また、父親の育児参加が増える一方で、育児疲れや育児不安に陥る父親が増えてくる可能性があるため、女性のみならず、男性に対しても、親になるための準備段階を含めた教育や支援に努めます。
- 親が感じる子どもの育てにくさは、子どもや親の心身状態、家庭や地域など親子を取り巻く環境など、多面的な要素を含むことから、親が感じる育てにくさに気づき、問題点の所在を見極め、支援の連携に努めます。
- 育てにくさの概念は広く、発達障がいがある場合があることから、支援の必要が生じた場合は遅滞なく対応できるよう、市町職員等の資質向上のための研修を実施するなど、人材の育成に努めます。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
05 妊娠満 11 週以内の妊娠届出率	87.6% (H25)	増 加 (H30)	健康増進課
06 全出生数中の低出生体重児の割合	9.0% (H25)	低 下 (H30)	健康増進課
07 1 歳 6 か月児健康診査の未受診率	8.1% (H25)	4.0% (H30)	健康増進課
08 3 歳児健康診査の未受診率	8.6% (H25)	6.0% (H30)	健康増進課
09 むし歯のない 3 歳児の割合	78.2% (H25)	90%以上 (H30)	健康増進課

2 妊娠・出産を見守り支える地域づくり

現状と課題

出産年齢の高年齢化傾向や不妊治療の普及等により、ハイリスクの妊産婦や低出生体重児の出生が増加しています。

このため、NICU（新生児集中治療室）やMFICU（母体・胎児集中治療室）のある県立中央病院総合周産期母子医療センターに緊急搬送される事例が多くなっており、出産ができる県内医療機関や助産所の支援機関として、同センターが、大きな役割を果たしていくことが必要です。

また、少子化や核家族化、生活スタイルの多様化や情報化の進展など、子育て家庭とそれを取り巻く環境が複雑に変化してきている中、不幸な事件や事故を未然に防止するためにも、妊娠・出産について温かく見守り支える機運を地域全体で高めていくことが必要です。

具体的な施策

(1) ハイリスク妊婦等への的確な周産期医療の提供

- 県立中央病院総合周産期母子医療センターを中心とし、地域周産期母子医療センターや分娩を取り扱う医療機関が連携する周産期医療体制の維持・強化に努め、的確な周産期医療を提供します。
- 周産期医療関係者の研修や周産期医療関係調査・研究を実施します。
- NICUを退院するハイリスク児に対する総合的なフォローアップ体制の充実に努めます。

(2) 妊娠期からの児童虐待防止対策

- 望まない妊娠に対する相談体制の充実、妊娠期、出産後早期からの支援のための医療機関との連携強化、養育支援を必要とする家庭の把握・支援のための体制整備が必要であり、母子保健事業との連携が虐待防止に結びつくことへの理解を深め、関係機関の連携強化に努めます。
- 妊娠届時のアンケート等による妊婦の状況把握や妊婦健康診査の受診状況を確認することにより、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、継続的にフォローアップできる体制づくりに努めるよう、市町の取り組みを推奨します。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
10 周産期死亡率（出生千対）	4.7 (H25)	3.9 (H30)	健康増進課
11 新生児死亡率（出生千対）	1.3 (H25)	0.6 (H30)	健康増進課
12 乳児死亡率（出生千対）	2.3 (H25)	1.4 (H30)	健康増進課

3 妊娠を望み、不妊に悩む人々への支援

現状と課題

平成6年（1994年）にカイロで開かれた国際人口開発会議で「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）」が提唱されました。これは、女性が生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態にあること、また人々が安全で安心な性生活を営み、子どもを生むかどうかや、いつ生むか、何人生むかなどを自分自身で決定できる自由と権利を有していることを意味しています。

この「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」が子どもを生む権利、生まない権利を含むものであることを十分に尊重した上で、子どもを生みたいと望みながら不妊に悩む人々について、不妊治療を受けるかどうかの決定を含めて、自由な自己決定ができるよう、情報提供や経済的支援が必要です。

具体的な施策

（1）不妊に悩む人の不安等の解消

- ◎ 心と体の健康センターに設置した不妊専門相談センターにおいて、情報提供や不妊専門相談を実施します。
- 各保健所において、不妊に関する相談を実施します。

（2）不妊治療に要する経済的負担の軽減

- 医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間不妊治療費の助成を実施します。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
13 不妊専門相談開設日数	64日 (H25)	64日 (H30)	健康増進課

第3目標 「家族・地域の愛情」で育む“えひめ”

1 地域で子どもを育む環境づくり（公的支援）

2 地域で子どもを育む環境づくり（民間と協働した支援）

3 安心できる小児医療体制の整備

1 地域で子どもを育む環境づくり（公的支援）

現状と課題

核家族化や都市化の進行等により、家庭や地域の子育て力は低下しており、地域社会全体で子育てを支援していく体制づくりが求められています。

このため、子育て支援施策を総合的、計画的に推進するほか、社会全体で子育てを支援するための気運の醸成や県民の意識の啓発を図るとともに、子育て支援活動を行うNPOやボランティア団体、企業、地域住民等の各主体の役割が十分果たせるよう、必要な支援、情報提供等に努める必要があります。

具体的な施策

（1）地域における子育てへの理解促進と家庭教育力の向上

- 市町等と連携しながら、様々な機会を活用し、地域住民等が一体となって子育てを支援するための機運の醸成に努めます。
- 「えひめ教育の日」、「えひめ教育月間」での啓発事業を通じて、県民総ぐるみで教育について考え、行動する機運の醸成に努めます。
- ◎ 子育て経験者や専門家等が訪問等を通して情報や学習機会の提供を行うことにより、相談体制の充実等、地域全体で家庭教育を支えていく基盤の形成を促進します。
- ◎ 家庭教育の充実に向けた職場づくりのために企業の経営者、従業員をあげて自主的に取り組んでいる企業と協定を結び、互いに協力しながら愛媛県の家庭教育の向上を目指します。

（2）身近な場所での子育て相談体制の充実

- ◎ 子育て世帯などが、役所に足を運ばなくても、気軽に悩みを解決したり子育てに関する情報を取得できる方法として、スマートフォン対応のアプリを開発

- し、バーチャル上のワンストップ相談体制の構築に取り組みます。
- 市に設置した家庭児童相談室において、専門的知識を持った職員が家庭や児童に関する様々な相談に応じます。
 - 愛媛県総合教育センターに教育相談室を設置し、幼児の発達や子育てに関する相談にあたります。
 - 各市町に児童委員及び主任児童委員を配置し、子育てに関する援助相談を行います。
 - 児童相談所が、児童相談の窓口である市町に対し、必要な助言・技術援助を行うとともに、専門的知識及び技術を必要とする事例への対応を行います。
 - 愛媛県立子ども療育センターを核に、障がい児を対象とした医療、福祉、教育にわたる総合的な相談体制の構築を行います。
 - ◎ 乳幼児の子育て活動の支援や乳幼児の親同士に交流の場を提供するなど、子育ての負担感の緩和を図り、安心して子育てができるようきめ細やかな子育て支援サービスを提供する地域子育て支援拠点施設の設置促進を啓発します。
 - 幼稚園における子育て支援の充実を支援します。
 - ◎ 妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、ワンストップで相談支援を行う子育て世代包括支援センターの整備を促進します。

目標指標

	目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
14	家庭教育を支援する講座・学習会の開催回数	396 回 (H25)	500 回 (H31)	生涯学習課
15	「えひめ家庭教育サポート企業連携事業」協定締結企業数	59 企業 (H26)	100 企業 (H31)	生涯学習課
16	スマートフォン対応の子育て支援アプリダウンロード数	0 件 (H26)	14,000 件 (H31)	子育て支援課
17	地域子育て支援拠点施設設置か所数	77 か所 (H26)	93 か所 (H31)	子育て支援課
18	子育て世代包括支援センターの整備数	0 か所 (H26)	5 か所 (H31)	健康増進課

2 地域で子どもを育む環境づくり（民間と協働した支援）

現状と課題

次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成されるために、行政のみで対応できる支援には限界があります。

このため、子育て支援活動を行うNPOやボランティア団体、企業、地域住民等と行政とが、それぞれの立場においてその役割と責任を果たすとともに、一体となって相互に連携・協働しながら取組みを進めていくことが必要です。

具体的な施策

(1) 子育て支援の輪の拡大

- NPOやボランティア団体等、多様な主体による協働により、地域全体で子育て支援に取り組む機運の醸成に努めます。
- 保育所や児童館等における子どもとのふれあいを通して、子育てを考え、子育て支援活動に積極的に関わる人の輪を広げていきます。
- 子ども連れで気軽に外出できる環境づくりに積極的に取り組む店舗等を募集し、「えひめのびのび子育て応援隊」として登録する取組みを推進します。
- 四国4県と経済団体が連携して少子化対策の検討・実施を行う「四国少子化対策会議」等を通じ、四国4県の連携・協力による子育て世代を対象とした支援事業を検討していきます。

(2) 地域における子育て家庭への支援体制の充実

- ◎ 子育てを援助してほしい人と援助したい人をつなぐファミリー・サポート・センターの設置・運営を支援します。
- 地域での高齢者の経験を活かした子育て支援活動など、学校・家庭・地域の力を活用した子育て支援体制の確立をサポートします。
- ◎ 子ども連れで気軽に外出できる環境づくりに積極的に取り組む店舗等を募集し、「えひめのびのび子育て応援隊」として登録する取組みを推進します。
- 県と市町、県内紙おむつメーカーとの官民協働により、第2子以降を出生した世帯に、紙おむつ製品の購入に利用できる5万円分（約1年分）のクーポン券「愛顔っ子応援券」を交付します。

目標指標

	目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
19	ファミリー・サポート・センターの設置か所数	11か所 (H26)	14か所 (H31)	子育て支援課
20	「えひめのびのび子育て応援隊」登録店舗数	1,900件 (H26)	2,150件 (H31)	子育て支援課

3 安心できる小児医療体制の整備

現状と課題

小児医療現場では、大人に比べて診察・治療等における負担が大きいことなどを背景に、小児科医の減少等が見られ、小児医療水準・小児救急医療レベルの低下が懸念されています。

このため、子どもの状態が急変することの多い夜間等における救急医療体制の充実や、長期治療・高額医療費負担を要する小児慢性特定疾病対策など、いつでも安心して小児医療サービスを受けられる体制の整備が必要です。

具体的な施策

(1) 地域の実情に応じた小児救急医療体制の整備

- ◎ 各圏域の小児救急医療機関として、小児救急医療サービスの確保を図っていきます。
- ◎ 小児救急医療電話相談を実施し、小児患者の保護者等向けの電話相談体制を整備することにより、地域の小児救急医療体制を補強します。
- 小児を含む救急患者の救命率の向上や後遺症の軽減等を図るため、ドクターヘリのより効果的・効率的な運用に努めます。

(2) 小児科医師の確保

- 小児科医師の適正な配置等を行うため、医師確保対策について、国等に働き掛けます。

(3) 乳幼児の疾病の早期発見・早期治療

- 市町が実施する乳幼児医療費助成の底上げに努めます。【再掲】
- ◎ 先天性代謝異常等の早期発見・早期治療により心身障がい児の発生を予防するため、新生児マススクリーニング検査を実施します。【再掲】

(4) 疾病の予防

- 感染症を予防するため、予防接種の重要性についての周知を図ります。
- 予防接種センター（県立中央病院）において、かかりつけ医では対応しにくい予防接種要注意者に対する接種や、予防接種の専門的な相談指導を推進します。

(5) 小児慢性特定疾病児童等及びその家族の支援

- 慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。
- 長期にわたり医療施設において療養を必要とする児童の家族等に対する宿泊及び休養の施設「ファミリーハウスあい」の運営により、小児慢性特定疾病児童等及びその家族を支援します。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
21 小児救急輪番制の実施地域数	2 地域 (H26)	2 地域 (H31)	医療対策課
22 小児救急医療電話相談の実施日数	毎 日 (H26)	毎 日 (H31)	医療対策課
23 県内医療機関等における新生児マ スクリーニング検査の実施率	100% (H25)	100% (H30)	健康増進課

第4目標 「希望する幼児教育と保育」が受けられる“えひめ”

1 幼児期の教育・保育の充実

2 放課後児童対策の充実

3 地域子ども・子育て支援の充実

1 幼児期の教育・保育の充実

現状と課題

乳幼児期は、人間形成の基礎が培われる非常に重要な時期であることから、満3歳～就学前の幼児を対象とした幼稚園、0歳からの共働き家庭等の乳幼児を対象とした保育所、平成18年度に制度化された認定こども園等の施設において、幼児教育・保育サービスが提供されています。そして、平成27年度から開始される「子ども・子育て支援新制度」では、小規模保育事業、家庭的保育事業・事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業（以下「家庭的保育等事業」と言う。）が市町の認可のもと、実施されることとなります。

このため、乳幼児期において、それぞれの施設・事業で幼児教育・保育の質の向上や利用者の多様なニーズに的確に応えられるサービスの充実を図っていくことが必要です。

具体的な施策

(1) 教育・保育サービスの充実

- ◎ 地域の実情を反映して市町が提供する、教育・保育サービスの量が確保できるよう支援します。
- 子どもにとって保護者との愛情・信頼関係の中で育つことが最も大切な時期であることから、家庭的保育等事業をあらゆる機会を通じて啓発したうえで、増加傾向にある低年齢児（0～2歳）保育の受け入れニーズに適切に対応していきます。
- ◎ 市町が実施する時間外保育や病児・病後児保育、一時預かりなど、多様な保育ニーズへの対応や、保育サービスネットワークの構築を支援します。
- ◎ 1か所で延長保育や一時預かり、休日保育など、多様な保育ニーズに応える多機能保育施設・事業の整備を支援します。

- 提供主体の如何にかかわらず、利用者の保育ニーズに応じた多様なサービスの提供状況により、その活動を評価する仕組みを検討します。
- 多様な保育サービスの拡充に必要な人材の確保に努めます。
- ◎ 育児経験豊かな主婦等を対象として新たに創設される子育て支援員について、市町と連携して養成に努めます。
- 自己評価・学校関係者評価等の実施を市町等に働き掛けます。
- 保育所における保育の特性を生かしつつ、常に保育の内容や方法を見直し、改善・向上が図られるとともに、子どもが健康で安全に生活できる場となるよう努めます。
- 保育士の需給バランスを見極めながら、潜在的な人的資源の活用や研修を通じた資質向上に努めます。
- 家庭的保育等事業と教育・保育施設の連携を推進します。
- 会議や文書等を通じて、行政情報等の提供に努めます。
- ◎ 自己評価・学校関係者評価の実施、公表、報告を推進します。
- ◎ 幼稚園における預かり保育の拡充と質の確保を支援します。

(2) 教育と保育それぞれの特長を活かしたサービスの提供

- ◎ 教育と保育を一体的に提供する認定こども園の普及を促進します。
- 認定こども園の窓口を一本化し、一元的な対応に努めます。
- 関係機関の連携を強化し、認定こども園に関する事務手続きの簡素化に努めます。
- 子ども・子育て支援新制度に基づき教育・保育を提供する施設・事業について、その提供される教育・保育に係る情報の公表に努めます。

(3) 教職員の資質及び専門性の向上

- 教職員の経験に応じた研修の充実を努めます。
- 認定こども園、公私立幼稚園、保育所等の関係者がともに参加する研修機会の充実を努めます。
- 研究団体主催の研修の支援に努めます。

(4) 幼児の小学校への円滑な接続

- 認定こども園、幼稚園、保育所等と小学校との連携を促進します。
- 保・幼・小連携教育の研究を充実させ、その成果の発信に努めます。
- 幼保・幼小間の長期派遣研修や人事交流を生かした教育活動の推進に努めます。

(5) 認可外保育施設利用者の安心感の向上

- 認可外保育施設設置者とともに、認可外保育施設に入所している児童の処遇改善と福祉の向上を図ります。
- 認可外保育施設指導監督基準に基づき、適正な保育内容及び保育環境の確保に努めます。

目標指標

	目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
24	認定こども園、幼稚園、保育所の利用者数	41,161人 (H26)	42,462人 (H31)	子育て支援課

25	延長保育の実利用者数	6,009人 (H26)	11,040人 (H31)	子育て支援課
26	一時預かり延べ利用者数	122,368人 (H26)	198,168人 (H31)	子育て支援課
27	地域型保育事業の実施か所数	0か所 (H26)	48か所 (H31)	子育て支援課
28	病児・病後児保育（ファミサポ事業の病児・緊急対策強化事業を含む。）の延べ利用者数	6,542人 (H26)	25,850人 (H31)	子育て支援課
29	子育て支援員認定数	0人 (H26)	1,250人 (H31)	子育て支援課
30	学校関係者評価の実施率（公立）	100% (H25)	100% (H30)	義務教育課
31	私立幼稚園等における預かり保育実施園数	91園 (H25)	100園 (H31)	私学文書課
32	認定こども園の認可・認定数	16か所 (H26)	96か所 (H31)	子育て支援課

※26 一時預かりは、幼稚園における在園児を対象としたものを除き、トワイライトステイを含む。

2 放課後児童対策の充実

現状と課題

共働き家庭等が増加する中、児童の小学校就学を機に、仕事と育児の両立が困難となるいわゆる「小1の壁」問題が生じており、児童が放課後や長期休業中を安全・安心に過ごすことができる居場所の整備が課題となっています。

また、次代を担う人材の育成の観点からも、共働き家庭等の児童に限らず、全ての児童が放課後等における多様な体験・活動を行うことができるようすることが重要です。

このため、保育の利用者が引き続き就学後も利用できるよう、「放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童対策の充実に加え、全ての児童を対象として総合的な放課後対策を講じていく必要があります。

具体的な施策

(1) 放課後対策の総合的な推進

- ◎ 放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進します。
- 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的又は連携した実施を促進します。
- 放課後児童クラブ等の障がい児の受入れを促進します。

(2) 職員の資質及び専門性の向上

- 放課後児童支援員となるための研修や、従事者への専門研修を実施します。
- 放課後児童クラブと放課後子ども教室の関係者がともに参加する研修機会の充実に努めます。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
33 放課後児童クラブの登録児童数	9,817人 (H26)	14,096人 (H31)	子育て支援課
34 放課後子ども教室の設置数	79か所 (H26)	104か所 (H31)	生涯学習課
35 放課後児童支援員認定数	0人 (H26)	1,400人 (H31)	子育て支援課

3 地域子ども・子育て支援の充実

現状と課題

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化等により、子育てに対する助言や支援、協力を得ることが難しくなっており、子育てをめぐる地域や家庭の状況は厳しいものとなっています。そのような中、虐待、貧困といった社会的支援を必要とする子どもや家族が増加しています。

このため、共働き家庭だけでなく全ての家庭が、身近な地域において様々な子育て支援が受けられる体制の整備を図っていく必要があります。

具体的な施策

(1) 地域における子育て家庭への支援体制の充実

- ◎ 乳幼児の子育て活動の支援や乳幼児の親同士に交流の場を提供するなど、子育ての負担感の緩和を図り、安心して子育てができるようきめ細やかな子育て支援サービスを提供する地域子育て支援拠点施設の設置促進を啓発します。【再掲】
- ◎ 子育てを援助してほしい人と援助したい人をつなぐファミリー・サポート・センターの設置・運営を支援します。【再掲】
- ◎ 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報を提供したり、必要に応じ相談に応じたり助言を行ったりしながら関係機関との連絡調整を行います。

(2) 子育ての負担や不安、孤立感の解消

- ◎ 家庭での保育が一時的に困難となった場合、一時的に預かり、必要な保育を提供します。
- ◎ 家庭で養育を受けることが一時的に困難となった場合、児童養護施設等で必要な保護を行います。
- ◎ 保育が必要な子どもが、通常の保育所等の利用日及び時間以外の日及び時間においても保育を必要とする場合、必要な保育を提供します。
- ◎ 保育が必要な病気の子どもに、病院・保育所等に付設された専用スペースでの一時的な保育を提供します。

目標指標

	目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
17	地域子育て支援拠点施設設置か所数【再掲】	77 か所 (H26)	93 か所 (H31)	子育て支援課
19	ファミリー・サポート・センターの設置か所数【再掲】	11 か所 (H26)	14 か所 (H31)	労政雇用課

36	利用者支援事業実施か所数	0 か所 (H26)	23 か所 (H31)	子育て支援課
26	一時預かり延べ利用者数【再掲】	122,368 人 (H26)	198,168 人 (H31)	子育て支援課
37	子育て短期支援（ショートステイ） 実施か所数	10 か所 (H26)	12 か所 (H31)	子育て支援課
38	子育て短期支援（トワイライトステイ） 実施か所数	7 か所 (H26)	10 か所 (H31)	子育て支援課
25	延長保育の実利用者数【再掲】	6,009 人 (H26)	11,040 人 (H31)	子育て支援課
28	病児・病後児保育（ファミサポ事業 の病児・緊急対策強化事業を含む。） の延べ利用者数【再掲】	6,542 人 (H26)	25,850 人 (H31)	子育て支援課

第5目標 「健やかな成長・自立」を支援する“えひめ”

1 豊かな人間性と生きる力の育成

2 魅力ある学校づくり

3 子どもの心や身体を、守り・育てる社会づくり

1 豊かな人間性と生きる力の育成

現状と課題

創造性や社会性、自立意識に欠ける子どもが増えていると言われるほか、子どもの体力の低下や生活習慣の乱れ、肥満の増加、さらには朝食の欠食や間食が多いなどの指摘がなされています。

このため、子どもが自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断・行動し、問題を解決する力や命を大切にできる心、他人を思いやる心、感動する心等の「豊かな人間性」、正しい食生活のもと、たくましく生きるための健康や体力を備えた「生きる力」を、学校、家庭、地域が相互に連携しつつ社会全体で育てていくことが必要です。

具体的な施策

(1) 地域資源を活用した体験学習機会の増加

- 公民館等を拠点として、愛護班等の社会教育団体が地域で実施する青少年を対象とした体験活動を支援します。
- ◎ 児童、PTAを対象に、地域における食文化や農産物に関する知識を高め、食と農に対する理解を深めます。

(2) 社会性等の育成

- 青少年健全育成活動を、県民総ぐるみ運動として展開します。
- ◎ 中・高校生の社会性や勤労観・職業観の育成に努めます。
- ◎ すべての県立高校等において、保育・介護や伝統文化の体験活動など、地域との交流を通して助け合い・支え合いによって地域を支える人材を育成します。
- 地域の人材や多様な社会人の協力を得て、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育の実践を行い、県内道徳教育の充実に努めます。

- 県立高校等を対象として、持続可能な開発のための教育（E S D）を推進し、環境教育の充実に努めます。

（3）優れた芸術文化と命の大切さを感じる機会の提供

- 子どもを対象とした芸術文化に参加・鑑賞する機会の確保に努めます。
- 小・中学生に対する総合科学博物館、歴史文化博物館及び県美術館の常設展観覧料無料の継続に努めます。
- とべ動物園において、子どもに命の大切さを伝える機会の確保に努めます。

（4）子どもの体力の増進

- 教育課程説明会や教員研修会等を通じて、体育担当教員の資質向上や指導力強化を図ります。
- 地域の優れたスポーツ指導者等を公立学校に派遣し、運動部活動の活性化を図ります。
- ◎ えひめ広域スポーツセンターを拠点として総合型地域スポーツクラブの設置を促進します。

（5）子どもの健康の保持

- 養護教諭研修等を実施し、健康教育指導者の資質向上を図ります。
- 小中学校を中心に、フッ化物洗口を普及させるとともに、歯科保健指導を実施します。

（6）食育の推進

- ◎ 保健所、市町及び民間ボランティア等が連携し、ライフステージに応じた子どもの食育を推進します。
- 栄養教諭等を中心とした食に関する指導の充実に努めます。
- それぞれの地域特性を踏まえ、郷土への愛着と食文化に根ざした食育を、地産地消を含め関係機関と連携して推進します。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
39 「えひめ食文化普及講座」の実施回数（小学生対象数）	23 回／年 (H25)	26 回／年 (H31)	農産園芸課
40 インターンシップを体験したことのある高校3年生の割合	52.5% (H25)	53.5% (H31)	高校教育課
41 乳幼児保育、高齢者介護、奉仕等の体験活動への参加者の割合（高校生）	200% (H25)	205% (H31)	高校教育課
42 総合型地域スポーツクラブの設置数	29 クラブ (H22 年度末)	68 クラブ (H29)	文化・スポーツ振興課
43 朝食を欠食する県民の割合（小・中学生）	11% (H24)	0% (H31)	健康増進課

2 魅力ある学校づくり

現状と課題

学校は、心身の発達に応じた適切な教育を実施する場所であり、そこに通う子どもたちが、いきいきと活動するための魅力のある環境整備が不可欠です。

このため、安全な環境の下で、地域や保護者、子どもたちに愛され、信頼される学校であること、また、教職員には、知識・技能はもとより、子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、児童・生徒の多様な特性や長所を最大限に伸ばす指導力が求められます。

具体的な施策

(1) 学校と家庭や地域との連携・交流の促進

- ◎ 地域住民が学校運営に参画するために制度化された学校評議員制度の周知に努めます。
- ◎ 全県立学校に設置した学校評議員の意見が今まで以上に反映されるよう、各校の実態に即したシステムを研究します。
- 小中学校についても、学校評議員の設置を促進するなど、開かれた学校づくりを進めます。
- 学校教職員の子育て関連活動への参加を促進します。
- 県立学校において、学校評価（自己評価及び学校関係者評価）の実施及び公表を行い、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めます。
- 地域住民等と連携し、放課後子ども教室の取組みや学校支援ボランティア活動、土曜日の教育活動の推進を図ります。
- ◎ 「えひめ学校教育サポーター企業」を活用し、地元企業・団体が学校に出向いて行う出前授業等を通じて、地域の多様な教育資源を子どもたちの教育に活かします。

(2) 教員の資質・能力の向上

- 児童生徒にとって楽しく分かる授業を目指して、「授業評価システムガイドライン」を活用した授業改善を進め、教員全体の実践的指導力の向上を図ります。
- 教員の資質・能力向上のための様々な専門研修を実施します。

(3) 安全で豊かな学校環境の提供

- ◎ 県立学校施設の耐震化については、「平成 27 年度末の耐震化率 90%、平成 29 年度終了」とする目標の実現に向けて積極的に取り組みます。特に、災害時に迅速な対応が難しい児童生徒が通う特別支援学校の耐震化については、最優先に取り組み、平成 27 年度末までに完了する予定です。（いずれも目標どおり完了）

また、小中学校等校舎についても、耐震診断や計画的な耐震補強等の実施を促進します。

- 養護教諭による児童生徒の心身の健康相談や健康教育の充実を図ります。
- 危機管理意識の徹底、学校防災体制の推進、薬物乱用防止教育、性に関する

指導の進め方等の研修会を開催します。

- 各学校の危機管理マニュアルをもとに、保護者、地域、関係機関との連携を積極的に図ります。
- 教職員対象の安全教室講習会を実施し、教員等の危機管理意識の高揚と児童生徒の安全確保に努めます。

(4) 就学機会の確保

- 家庭の状況にかかわらず、全ての意思のある高校生が安心して教育を受けられるよう、高等学校等就学支援金により授業料を実質無償化するとともに、低所得者世帯を対象に、奨学のための給付金により授業料以外の教育費を支援します。また、奨学金制度の推進に努めます。
- 私立高校生等については、高等学校等就学支援金により助成するほか、低所得者世帯に対しては、授業料減免事業により支援します。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
44 県立学校への学校評議員の設置率	100% (H26)	100% (H31)	高校教育課
45 公立小中学校における学校評議員 (類似制度含む。)の設置率	100% (H25)	100% (H30)	義務教育課
46 「えひめ学校教育サポーター企業」 登録企業・団体数	151 (H26)	200 (H31)	生涯学習課
47 学校の耐震化率 (県立学校施設)	68.6% (H25)	100% (H29)	高校教育課
48 学校の耐震化率 (市町立小中学校)	80.3% (H26)	97.8% (H31)	義務教育課

3 子どもの心や身体を、守り・育てる社会づくり

現状と課題

テレビや雑誌、インターネットなど、様々なメディアから、性、飲酒・喫煙や薬物、暴力、不良行為、非行行為等の有害情報が氾濫しており、少年犯罪の凶悪化も深刻化しています。

このため、こうした有害環境の浄化に取り組むことが必要です。

また、近年、社会問題化しているいじめのほか、不登校などに効果的に対応するため、教育相談体制の充実を図り、子どもの問題行動等を未然に防止するとともに、問題行動等に至った場合は、適切に立ち直りの支援を行っていくことが必要です。

具体的な施策

(1) 有害情報の浄化

- 青少年保護条例等に基づき、有害情報からの青少年の保護を図ります。
- 有害図書類等の指定を行うとともに、販売店等の立入調査を実施し、青少年への販売等の防止を図ります。
- 青少年が利用するパソコン端末設置者に、フィルタリングソフトを導入するよう働き掛けるほか、保護者や教職員青少年健全育成関係者等を対象とした対策講座や啓発活動を行うなど、インターネット上の有害情報から青少年を保護します。

(2) 非行防止

- ◎ 全ての県立高校等で非行防止教室を開催します。
- 児童相談所における相談支援体制、児童家庭支援センターにおける連絡会の充実を支援します。
- 少年補導センターの運営を支援するとともに、少年補導委員の資質向上のための研修を実施します。

(3) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

- ◎ 十代の自殺死亡率の減少に向けて、県民が自殺対策の重要性について理解と関心を深めるなどの健康行動の推進に努めます。
- ◎ 尊い命が自殺で失われることがないよう関係機関と連携を図りながら、地域における自殺予防対策の推進に努めます。
- ◎ 学童期から思春期の子どもたちを対象に、発達段階に応じた性教育を実施し、命や性、性感染症等に関する正しい知識の普及に努めます。
- ◎ 心と体の健康センターにおいて、不登校、引きこもり等の思春期特有の精神保健に関する専門的な相談を実施します。
- 保健所において、思春期の身体的・精神的な悩みの相談を実施します。

(4) 身近な場所での相談環境の整備

- いじめ、少年非行等の問題行動や、不登校などに効果的に対応するため、スクールソーシャルワーカーを活用した、学校、家庭、地域及び福祉機関などの

関係機関とのネットワークづくりを推進します。

- 「心の専門家」であるスクールカウンセラーなどの相談員を学校に配置し、児童生徒が心にゆとりを持つことのできる教育相談体制の充実を図ります。
- 「いじめ相談ダイヤル 24」により、子どもや保護者からのいじめ問題等の相談に、カウンセリング経験豊かな相談員が 24 時間いつでも対応します。
- 児童相談所に児童福祉司、心理判定員等を配置して、相談援助活動を展開します。

(5) 問題行動への適切な対応

- 小・中・高校生の重大な問題行動に対して「学校トラブルサポートチーム」を派遣し、学校による早期解決を支援します。
- 「愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、学校・家庭・地域・関係諸機関の連携の下、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応のための対策を総合的かつ効果的に推進します。
- 児童相談所、児童家庭支援センターにおいて、関係機関と連携した相談支援活動の充実に努めます。
- P T A、県警察本部、県教育委員会からなる「児童生徒をまもり育てる連絡会」を開催し、情報の共有化を図るとともに、警察との連携による「えひめ児童生徒をまもり育てるサポート制度」を運用するなど、ネットワークづくりを推進します。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
49 県立高校等での非行防止教室の開催率	100% (H26)	100% (H31)	高校教育課
50 未成年の自殺死亡数	10 人 (H25)	減 少 (H29)	健康増進課
51 十代の人工妊娠中絶率（人口千対）	8.6 (H24)	減 少 (H29)	健康増進課
52 不登校児童数（小学校）	164 人 (H25)	減 少 (H30)	義務教育課
53 不登校生徒数（中学校）	868 人 (H25)	減 少 (H30)	義務教育課
54 不登校生徒数（県立高校等）	259 人 (H25)	減 少 (H31)	高校教育課

第6目標 「子どもに温もりのある暮らし」を保障する“えひめ”

1 保護を必要とする子どもに対する福祉の充実

2 共生への支援を要する子どもたちへのサポート

3 ひとり親家庭等の自立支援と子育て・生活支援の充実

1 保護を必要とする子どもに対する福祉の充実

現状と課題

保護を必要とする児童（要保護児童）は、児童福祉法により「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童」とされていますが、特に、近年、痛ましい事件に至るケースも多く報告される児童虐待（身体的虐待、ネグレクト（保護の怠慢・拒否）、性的虐待、心理的虐待）の増加が問題となっています。

こうした虐待の発生には多様な要因があるため、一人ひとりの状態に合わせ、時機を失することなく、子どもの権利擁護に配慮しつつ適切な対応を取らなければなりません。

このため、発生予防からアフターケアまで、切れ目なく必要な施策を講じるとともに、被虐待児のみならず、両親の死亡や行方不明などにより保護者のない児童に対する家族的な温もりを伝えられる支援環境づくりを行っていくことが必要です。

具体的な施策

（1）児童相談所による支援体制の強化

- 弁護士、精神科医、カウンセラーなどの協力を得て、親子関係の修復、家族再生のための取組みを強化し、家庭復帰後の虐待の再発防止等のため家族支援を充実します。
- 児童相談システムの活用により、児童相談所内部、児童相談所間の情報共有を強化します。
- 問題性の高いケースへのより踏み込んだ対応についてルール化し、リスクに応じた進行管理を徹底します。

- 指導的職員（スーパーバイザー）の活用により、ノウハウの共用などによる職員の資質やスキルに務めます。
- 福祉に関する専門性の高い職員の採用・配置に取り組みます。
- 児童相談所毎に地域連絡会を実施します。
- ◎ 児童相談所における夜間・休日の相談体制の充実に努めます。
- ◎ 相談支援機能や一時保護の充実のため、児童相談所の施設・設備の改善を図ります。
- 児童相談所と関係県機関との更なる連携強化を図ります。

(2) 地域における相談支援体制の構築・強化

- 児童相談所が中心となり、各市町の要保護児童対策地域協議会の活動を支援します。
- 児童支援コーディネーターを派遣し、要保護児童対策地域協議会の企画運営等に関する専門的な助言・指導を行います。
- ◎ 児童問題の相談窓口になる市町の相談業務の専門性向上のための研修会を実施します。
- 市町における虐待の発生予防のための事業展開を支援します。
- ◎ 全市町での乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の実施を働きかけます。
- 施設による地域の里親支援や施設機能を活用した子育て短期支援事業等の実施など、地域の子育て家庭への支援を推進します。

(3) 家族的な温もりを感じられる養育環境の確保

- ◎ 児童養護施設などの老朽化した施設の整備を支援するとともに、施設における小規模グループケア化・地域分散化による家庭的養護の推進や、地域小規模児童養護施設、ファミリーホームの取組みを推進します。また、各施設への家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員等の専門的な職員の配置を促進し、ケア体制の充実に努めます。
- 要保護児童の自立のため、県立えひめ学園の支援体制の充実に努めます。
- 経済的問題等を抱えた母子世帯の入所する県立愛媛母子生活支援センターにおいて、自立に向けた支援を充実します。
- ◎ より家庭的な環境の下での児童の養育を推進するため、家庭に迎え入れて養育する里親・ファミリーホームへの委託を優先して行います。また、里親制度の広報・普及に努めるとともに、新規里親の開拓のほか、里親等の資質向上や里親家庭・ファミリーホームへの支援に努めます。

(4) 相談支援機関等の整備充実

- ◎ 心に様々な問題を抱え心理的な援助を必要としている子どもたちの治療を行う児童心理治療施設の運営を支援します。
- 児童養護施設退所児童等に対し、共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導、就業支援等を行い、児童の自立を支援する自立援助ホームの設置を支援します。
- ◎ 児童家庭支援センターの設置（特に東予地域、中予地域における設置）を支援します。また、児童家庭支援センターによる地域の里親やファミリーホームへの支援を検討します。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
55 児童相談所における夜間・休日相談体制の充実	中央児童相談所に 夜間休日の相談対応職員を確保		子育て支援課
56 一時保護所における環境改善（個別対応化）	児童相談所の被虐待児と非行児童などの混合処遇状況の改善		子育て支援課
57 要保護児童対策市町職員研修の受講者数	0 名 (H26)	60 名 (H31)	子育て支援課
58 乳児家庭全戸訪問事業の実施市町数	19 市町 (H26)	全市町 (H31)	子育て支援課
59 養育支援訪問事業の実施市町数	9 市町 (H26)	全市町 (H31)	子育て支援課
60 児童養護施設・乳児院の改築	整備要望に対し、積極的に支援		子育て支援課
61 小規模化・地域分散化した施設数（児童養護施設・乳児院）	8 施設 (H26)	12 施設 (H31)	子育て支援課
62 自立援助ホームの設置数	2 か所 (H26)	4 か所 (H31)	子育て支援課
63 ファミリーホームの設置数	6 か所 (H26)	8 か所 (H31)	子育て支援課
64 養育里親の登録数	82 世帯 (H26)	120 世帯 (H31)	子育て支援課
65 里親・ファミリーホームへの児童の委託率	12.2% (H26)	16.8% (H31)	子育て支援課
66 児童心理治療施設の設置数	0 か所 (H26)	1 か所 (H31)	子育て支援課
67 児童家庭支援センターの設置数	1 か所 (H26)	3 か所 (H31)	子育て支援課

2 共生への支援を要する子どもたちのサポート

現状と課題

一人ひとりの障がいの状況に応じた就学の場の早期提供や、障がいの程度にかかわらず、子どもたちが適切な教育を受けられるよう、施設・設備の充実や教職員の資質向上に努めることが必要です。

また、ノーマライゼーションの理念を基本として、障がいの有無にかかわらず、全ての人の参加による全ての人のための社会づくり、すなわち「共に歩む地域づくり」を目指し、障がい児（者）の自立と社会参加の促進に努めることも必要です。

具体的な施策

(1) 障がい児等のニーズに対応できる支援体制の構築

- 障がい児やその家族が、身近な地域において、子ども・子育て支援法に基づく給付その他の支援及び教育・保育等必要な支援を受けることができる体制の整備を進めます。
- ◎ 児童福祉法に基づく障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）や障害者総合支援法に基づく居宅介護、短期入所、日中一時支援等の必要な支援を、身近な地域で受けることができる体制づくりを進めます。
- 障がい児の保育所での受け入れを進めるため、障がい児保育を担当する保育士の資質向上を図るとともに、幼稚園における特別支援教育を推進します。
- 障がい児やその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を地域で提供する体制の整備を進めます。
- 発達障がい児・者やその家族に対し、より身近な地域においてライフステージに応じ一貫した支援を行えるよう、市町に相談窓口の設置を促すとともに、地域の関係機関によるネットワークを構築します。また、愛媛県発達障がい者支援センターでは、市町において解決困難な専門性の高い相談支援や市町担当者の資質向上等の機能を一層強化し、重層的な支援体制の整備を図ります。
- 障がいの重度化・重複化や多様化を踏まえ、「愛媛県立子ども療育センター」等県内 13 施設で障がい児（者）療育支援事業を実施し、関係機関と連携を図りながら、身近な地域で適切な相談や指導を受けることができる環境の整備を進めます。
- 保健所において、療育の必要な児童及びその保護者に対して、保健・医療・福祉などの関係機関や相談体制等について最適な情報を提供するとともに、療育指導等を実施します。
- 障がいに関する専門的機能を有し、障がい児やその家族の多様なニーズに対応でき、地域の中核的な療養機関としての役割を担うことができる児童発達支援センターや障害児入所施設について、その機能の拡充や必要な施設の整備を支援します。

(2) 特別支援教育の充実

- 特別支援教育コーディネーターの資質・能力の向上に努めるとともに、全ての教職員が特別支援教育に関する基本的な知識・技能を得られる研修の充実を図ります。
- 学校や家庭、地域、関係機関が連携した支援体制や特別支援学校のセンター的機能の充実を図り、地域が一体となった指導・支援に取り組みます。
- ◎ 個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用し、障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図ります。
- ◎ 早期からの教育相談・支援の充実を図るとともに、障がいのある子どもとない子どもが共に学ぶ交流及び共同学習を推進します。
- 障がいのある子どもの自立と社会参加を促進するために、早期からのキャリア教育を推進します。

(3) 障がい児(者)雇用の促進

- 障がい児の職業的自立に向けた支援充実に努めるとともに、現場実習や体験・交流等の重視を図るほか、関係機関との連携した取組みを強化し、障がい児(者)の雇用への移行の促進をめざします。
- 県内6つの障がい保健福祉圏域ごとに設置している障害者就業・生活支援センターを活用して、障がい者の就業面、生活面における相談支援を行うとともに、関係機関との連携を図り、雇用前から雇用後の職場定着まで一貫した支援を実施します。

(4) 外国人児童生徒に対する支援

- 外国人児童生徒に関する就学事務が適切に行えるよう、市町教育委員会の取組みを支援します。
- 日本語指導指導者養成研修(独立行政法人教員研修センター主催)に教員を派遣するなど、外国人児童生徒に対する日本語指導や適応指導が適切に行えるようにします。

目標指標

目 標 指 標		基準値	目標値	担 当
68	障害児通所支援の利用児童数	1,896人 (H25)	2,971人 (H31)	障がい福祉課
69	ふれあい親善大使の派遣 (H29～H31)	0か所 (H28)	180か所 (H31)	特別支援 教育課
	障害児ふれあい体験学習実施児童 生徒数(H27～H28)	176人 (H25)	230人 (H31)	特別支援 教育課
70	個別の教育支援計画の作成率	96.9% (H25)	100% (H31)	特別支援 教育課

3 ひとり親家庭等の自立支援と子育て・生活支援の充実

現状と課題

従来、増加傾向にあった離婚件数は、平成 15 年以降、概ね減少傾向にありますが、ひとり親家庭は、依然として増加しています。

また、厚生労働省の国民生活基礎調査の結果によると、子どもの貧困率は悪化を続けており、特に、子どもがいる現役世帯のうち、ひとり親家庭の貧困率は半数以上にも跳ね上がるなど、非正規雇用で働く者の割合が高い母子家庭の増加がその要因とも言われています。

このため、ひとり親家庭の子どもが、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに成長するためにも、ひとり親家庭の親が安定した仕事に就き、子育てと両立しつつ、自立した生活を送るための就業支援や、就業のために不可欠な子育て・生活支援など、ひとり親家庭のニーズに即した支援施策の一層の充実が必要です。

また、父子家庭においても、就業と子育ての両立の困難や、現在の雇用環境を背景として、経済的に厳しい環境に置かれている家庭が少なくないことから、支援を必要とする父子家庭には、母子家庭と差異のない支援が必要です。

具体的な施策

(1) ひとり親家庭等に対する就業支援

- 就業に関する相談、就業に役立つ資格の取得など、経済的な自立に向けた就業支援の充実に努めます。
- 様々な理由により、高等学校を卒業できなかったひとり親家庭の親等の、学び直しに向けた取組みに対する給付金の支給を通じて、就業支援の推進に努めます。
- 民間教育訓練機関に委託して実施する職業訓練コースへのひとり親家庭の親の優先的な受け入れを行います。

(2) ひとり親家庭等に対する子育て・生活面の支援

- 保育所への入所や放課後児童健全育成事業の利用に当たっての特別の配慮、居宅等における子育てや生活面に対する支援体制の充実に努めます。
- ひとり親家庭の子どもに対する生活・学習支援を行うなど、子どもの居場所づくり、生活の向上に努めます。
- 県営住宅へのひとり親家庭の優先的入居の受付を実施します。

(3) ひとり親家庭等に対する経済的支援

- 必要な資金の貸付けや児童扶養手当等の適正な支給を行うとともに、医療費の一定額の助成について、新たに父子家庭を対象に加えるなど、経済的負担の軽減の支援に努めます。

(4) ひとり親家庭等に対する相談・支援

- 母子・父子自立支援員等を中心とした相談・支援の充実に努めます。

- 養育費の確保など、法律上の諸問題を解決するための専門家による相談の実施に努めます。
- 各種制度の利用促進のためのパンフレットや広報誌等による情報提供等に努めます。
- ひとり親家庭等の支援に取り組んでいる母子・父子福祉団体、NPO等の自主性を尊重した育成・支援に努めます。
- 子育て支援スマホアプリを開発し、相談事例集や各種行政支援情報を配信することにより、ひとり親家庭の子育て支援の充実に努めます。【再掲】

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
71 就業支援講習会受講生の就業率	26.0% (H23～H25)	33.3% (H31)	子育て支援課
72 自立支援教育訓練費受給者の就業率	100% (H23～H25)	100% (H31)	子育て支援課
73 高等職業訓練促進給付金受給者の就業率	75% (H23～H25)	100% (H31)	子育て支援課
74 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験給付金受給者の合格率	—	100% (H31)	子育て支援課

平成 26 年度愛媛県ひとり親家庭実態調査の結果

1 調査の目的

この調査は、県内のひとり親家庭の実態及び必要とされている支援を把握し、今後の施策を積極的かつ計画的に整備していくことを目的として実施したものです。
(調査時点：平成 26 年 6 月 1 日)

2 調査の対象及び客体

県内在住の母子、寡婦、父子世帯を対象に、市町の協力を得て無作為に抽出した対象世帯及びその世帯員を客体としたものです。

母子世帯	2,530 件	有効回収件数	811 件	有効回収率	32.1%
寡婦世帯	806 件	有効回収件数	238 件	有効回収率	29.5%
父子世帯	444 件	有効回収件数	158 件	有効回収率	35.6%

[調査内容]

県内のひとり親家庭の子どもの状況（人数、性別、年齢、就学状況など）、平均年間所得、就業率、養育費に関することなど 30 問程度について調査を行ったものです。

3 調査結果

調査結果の主要なデータは次のとおりです。

区 分		母子世帯	父子世帯
ひとり親世帯 になった理由	離婚	90.4%	77.2%
	死別	0.5%	13.9%
養育費の受給 状況	平均月額	27.3%	6.6%
就業状況		94.0%	94.3%
	うち常用雇用	47.9%	66.2%
	うち自営業	3.4%	23.6%
	うち臨時・パート	42.4%	6.1%
平均年間総収入（世帯の収入）		215 万円	279 万円
平均年間就労収入（母又は父の就労収入）		176 万円	243 万円

※「平均年間総収入」及び「平均年間就労収入」は、平成 25 年の 1 年間の収入。

第7目標 「親子に安心な生活環境」を提供する“えひめ”

1 安心・安全なまちづくり

2 保護者が実践する事故防止・防災対策

3 子育て家庭の遊び場等の整備

1 安心・安全なまちづくり

現状と課題

平成 25 年の愛媛県の刑法犯認知件数は 13,598 件（1 日平均約 37 件：多くが窃盗犯）であり、戦後最多を記録した平成 15 年以降、年々減少しているものの、全国的には子どもが被害に遭う凶悪犯罪が多発しています。

このため、「愛媛県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例」（平成 25 年条例第 25 号）を制定し、子どもが犯罪による被害を受けないよう、また、犯罪を起こさないようにするための教育の充実など、子どもの安全確保への取組みを促進しているところであり、引き続き、犯罪被害に遭いやすい子どもが安心して生活できる安全な地域づくりに努めることが必要です。

また、交通ルールを守る習慣を身につけていない子どもの外出は大変危険なため、交通安全に必要な能力が未発達な子どもが事故に遭うことのないよう、交通安全教育の徹底や道路環境等の整備充実も必要です。

具体的な施策

（1）子どもが犯罪等に遭った時の緊急避難場所の確保

◎ 「まもるくんの会社」や「まもるくんの車」の設置推進に努めます。

（2）住民の自主防犯活動の促進

- 全警察署に構築したファックスネットワーク(F ネットシステム)を活用し、迅速な注意喚起情報の提供に努めます。
- 地域ボランティア組織の活動強化を支援します。
- 各種広報媒体を通じた犯罪情報の提供に努めます。
- ◎ 防犯パトロール活動の確保・推進を図るため、防犯ボランティア等の団体との連携を強化します。

(3) 防犯設備・機器等の導入促進

- 犯罪の未然防止に役立つ緊急通報装置・防犯灯・防犯カメラ等の防犯設備を通学路や公園等に設置することを推進します。
- マンション業者等と協力して、侵入犯罪に強いマンション等、共同住宅のあり方の研究を推進します。
- 防犯性の高い建物部品を優良防犯機器として、その普及を県民に呼びかけます。

(4) 子どもを性犯罪等から守るための活動の推進

- 性犯罪等の前兆とみられる声かけ、つきまとい等に対する取締りを推進します。
- 犯罪や不審者に関する情報のタイムリーな発信に努めます。
- 不審者対応訓練や防犯教室等の実施に努めます。

(5) 少年サポート活動の充実

- 少年のいじめや非行問題等に関する相談に対して、臨床心理士の資格を有する少年心理専門員等が適切に対応するとともに、少年の立直り支援等のサポート活動の充実強化に努めます。

(6) 薬物から子どもを守るための活動の推進

- 少年や保護者等に対して、危険ドラッグやシンナー、覚醒剤等の薬物の有害性・危険性を広報啓発し、薬物乱用を拒絶する規範意識の醸成に向けた取組みを推進します。

(7) サイバー犯罪から子どもを守るための活動の推進

- 少年、保護者や学校関係者等に対して、サイバー犯罪被害を防止するための広報啓発活動等を推進します。

(8) 子どもの交通事故の防止

- 様々な機会を捉え、効果的な交通安全教育を実施します。
- 安全教育指導員、セーフティーリーダー、安全運転管理者等、交通安全指導者を育成します。
- 中学・高校の学校単位で、自主的活動を通じた交通安全教育を実施するマナーアップクラブの活動を支援します。
- 「児童・生徒にかかる自転車の交通違反情報学校連絡制度」を効果的に運用し、自転車を利用する子どものルール遵守とマナー向上を図ります。
- 交通事故分析の高度化と分析結果の広報に努めます。
- 自転車利用中の万が一の交通事故に備え、「命を救うヘルメット」を普及・促進し、自分の命は自分で守る意識の向上を図ります。

(9) 交通事故防止環境づくりの推進

- ◎ 歩行者・自転車に優しい交通安全施設の整備に努めます。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
75 まもるくんの会社の設置数	10,227 か所 (H25)	増加 (H31)	生活安全 企画課

76 まもるくんの車の設置数	9,282 台 (H25)	増加 (H31)	生活安全 企画課
77 防犯関係のボランティア団体数	448 団体 (H25)	増加 (H31)	生活安全 企画課
78 LED信号機の整備数	8,686 灯 (H25 年度)	増加 (H31)	交通規制課

2 保護者が実践する事故防止・防災対策

現状と課題

子どもを交通事故から守る活動において、家庭や保護者が果たす役割は極めて大きなものがありますが、チャイルドシート等の着用率が低いなど、保護者が果たすべき交通事故防止措置が十分講じられていない状況にあることが指摘されています。

このため、保護者が事故防止対策を正しく認識したうえで適切な対応を図り、できる限りの事故防止対策を講じることが必要です。さらに、近年の大規模災害（地震・台風・集中豪雨等）の多発状況を踏まえ、家庭内においても、万一の事態に備えた安全・安心の確保を図る必要があります。

具体的な施策

(1) 交通事故の防止対策

- ◎ 全ての座席のシートベルト・チャイルドシート 100%着用運動のほか、各種交通安全運動等の機会を通じ、チャイルドシート等の正しい使用や着用率向上を啓発します。
- 交通安全母親講習会や各種交通安全運動等の機会を通じ、チャイルドシート等の助成等制度を広報します。

(2) 災害時における乳幼児・障がい児等の安全・安心の確保

- 防災意識啓発講演会や減災キャンペーン等の啓発事業を通じ、家庭内の安全空間の確保や必要な食料・生活必需品等の備蓄などの自助対策の実践を県民や自主防災組織に働き掛けるとともに、日頃からの避難訓練等への参加を促すなど、家庭における防災力向上を促進します。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
79 チャイルドシート等の着用率	57.0% (H25)	100% (H31)	消防防災 安全課

3 子育て家庭の遊び場等の整備

現状と課題

子どもは遊びをはじめとした様々な体験を通して成長しますが、都市化が進展し、地域住民の関係が希薄化した住宅地等では、子どもたちの「遊びの場」が失われており、子育て家庭が自由に利用できる健全な「遊びの場」の維持・充実が求められています。

また、都市中心部等の子育て家庭が利用する場所や公営住宅等には、ベビーカーを利用する乳幼児連れの子育て家庭等も安心して利用できるバリアフリー化等への対応が求められており、利用動向等を見極めつつ、早期に対処することが必要です。

具体的な施策

(1) 児童館・児童センター活動の充実

- えひめこどもの城を始めとする児童館の活用により、遊びを通して子どもたちの健全な育成を支援します。
- ◎ 指定管理者等と連携を図りながら、えひめこどもの城を核とした児童館の相互交流と連携を推進し、児童館活動の一層の充実を図るとともに、児童関連施設職員や放課後児童支援員、ボランティアスタッフなど、児童の健全育成に資する人材の育成を行います。

(2) 子どもの遊びや学びの支援

- ◎ えひめこどもの城の魅力向上に取り組むとともに、とべ動物園との連絡園路の整備など、両施設の連携強化についても検討することで、こどもの創造力や自主性、豊かな感受性等を育むための機会の提供に努めます。
- えひめこどもの城、県総合科学博物館、県歴史文化博物館において、指定管理者等と連携を図りながら、子どもの健全な遊びや学習に資する魅力的なイベントを実施します。
- 県美術館やとべ動物園等において、利用日・時間の弾力的な運用や子ども料金の設定に配慮します。
- 県立図書館において、おはなし会や子どものための講演会の開催等、子どもが本に親しむきっかけづくりに努めます。

(3) 子育て家庭に安全・快適な環境づくり

- 公共建築物や、道路、歩行空間、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの理念に基づいた環境づくりに努めます。
- ◎ 県営住宅のバリアフリー化を推進します。
- 商店街の空き店舗等を活用した託児施設や児童交流施設の整備を促進します。
- 公共施設等における子育て家庭対応型トイレ等の設置を推進します。
- 各保健所にシックハウス症候群相談窓口を設置するとともに、相談者の要望等により、当該住居等におけるシックハウス症候群の原因物質の特定に努めます。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
80 児童館の設置数	45 館 (H26)	49 館 (H31)	子育て支援課
81 えひめこどもの城の来園者数	338,250 人 (H25)	400,000 人 (H31)	子育て支援課
82 バリアフリー化に配慮した県営住宅戸数割合	41.6% (H25)	57.0% (H31)	建築住宅課

第8目標 「子育てと仕事の両立」を実現する“えひめ”

1 子育てしやすい職場環境づくり（企業で）

2 固定的性別役割分担意識の是正と働き方の見直し（家庭で）

3 子育てと仕事の両立支援（地域で）

1 子育てしやすい職場環境づくり（企業で）

現状と課題

多様性に富んだ活力ある社会の創造を目指し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組みが進められており、次世代育成支援対策においても、この取組みは「車の両輪」の一つとして、特に重点的に取り組んでいくこととされています。

このため、男性も女性も仕事と生活のバランスの取れた多様な生き方が選択できるよう、子育てしやすい職場環境づくりを支援するとともに、子育てと仕事の両立を阻害する、職場における固定的性別役割分担意識や慣行、その他の諸要因の解消を図るなどの取組みを進める必要があります。

具体的な施策

（1）職場における意識改革の促進

- ◎ 事業主や管理職層に向けた企業訪問等による啓発活動を行うことより、男女を問わず育児休業などの両立支援制度が気兼ねなく利用できる職場風土の醸成を促進します。
- 職場において地域活動の意義や重要性への関心等を高める観点から、企業等に対して、ボランティア活動への参加等を働き掛けます。
- 「イクボス」に地域活性化の視点を盛り込んだ愛媛県版イクボス「ひめボス」を推進し、長時間労働の削減や柔軟な働き方の実現など、男女ともに働きやすく、働きがいのある職場環境の整備を進めます。

（2）出産等に伴う不本意な離転職の防止に向けた取組み

- 子育て期の労働者が就労を継続できるよう、愛媛労働局等と連携を図り、育児休業、子育て中の短時間勤務・所定外労働の免除、子の看護休暇等の育児・介

護休業法に基づく制度について、周知を図ります。

- 育児休業取得の課題となっている休業期間中の代替要員の確保を促すため、事業主に対する支援を行います。（平成28年度で終了）
- 男女が職場で十分に能力を発揮しながら出産・子育てができる環境整備の観点から、様々な機会を捉え、ポジティブ・アクションの普及促進を図ります。
- 出産や育児に伴う離職者を含む離転職者に対し、知識・技能を習得し得る職業訓練を実施し、早期再就職を支援します。
- 安定した雇用の確保に向け、事業所内保育施設の整備を促進します。

(3) 仕事と生活の両立に向けた各種制度の導入促進

- 人生の各段階に応じて多様な働き方・生き方が選択できる社会を実現するため、愛媛労働局等と連携を図り、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。
- 様々な機会を捉え、短時間正社員制度、フレックスタイム制度、在宅勤務制度など多様な働き方の普及促進を図ります。

(4) 企業による積極的な次世代育成支援対策の取組促進

- ◎ 県内中小企業における子育てしやすい労働環境の整備等、子育て支援の自主的な取組みを社会的に評価する「えひめ子育て応援企業認証制度」の普及促進を図るとともに、一定の両立支援制度の利用実績があった企業を対象とする「上位認証」の取得に向けた事業主の取組みを支援します。
- より多くの企業が次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定・実行に取り組むよう、愛媛労働局等と連携しながら、事業主向けセミナーや会議等を通じた周知・啓発に努めます。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
83 育児休業取得率	女性：81.2% 男性：3.2% (H25)	女性：90%以上 男性：10%以上 (H31)	労政雇用課
84 えひめ子育て応援企業の認証件数	511社 (H25)	650社 (H31)	労政雇用課
84 1 えひめ子育て応援企業の上位認証 1 件数	—	25社 (H31)	労政雇用課

2 固定的性別役割分担意識の是正と働き方の見直し（家庭で）

現状と課題

ワーク・ライフ・バランスを実現し、子育てと仕事の両立を図るためには、それぞれの企業（職場）において、両立に向けた各種制度の導入や支援策を充実していくことが重要ですが、一方で、この問題は、固定的性別役割分担意識や職場中心のライフスタイルなど、個人の意識や価値観などとも密接に関係するものであり、取組みを進めていくうえで、各個人の意識改革が不可欠です。

このため、各家庭においては、男女共同参画についての理解をより一層深めるとともに、一人ひとりがこれまでの働き方や役割分担の在り方を見直し、子育てに関する各種支援制度の積極的活用や労働時間の短縮等に関心を持ち、自ら主体的に行動していくことが必要です。

具体的な施策

（1）男女共同参画に関する普及啓発

- ◎ 固定的性別役割分担意識を是正し、お互いが協力して子育てや家事などの家庭責任を担うことができるよう、様々な機会・媒体を活用した普及啓発活動を推進します。
- ◎ 男女共同参画社会の意義や責任など、特に男性の参加を重視した学習機会の提供や情報提供を推進します。
- 男性も参画する子育て団体の活動及び各団体のネットワーク化を促進します。【再掲】

（2）職場中心のライフスタイルの見直し促進

- 働き方の見直しを進め、職場中心の意識・生活から職場・家庭・地域のバランスのとれた生活への転換を進めるための普及啓発活動を推進します。
- 労働者のボランティア活動やNPO活動など、地域活動への参画を促進します。

（3）労働時間の短縮に向けた普及啓発

- 家族がともにゆとりある生活時間を確保し、家事や子どもとのふれあいの時間を確保できるよう、愛媛労働局等と連携を図りつつ、労働時間の短縮等に係る機運の醸成に努めます。

（4）職場における子育て支援に関する各種制度の利用促進

- 子育て期の労働者が継続就労できるよう、愛媛労働局等と連携を図りつつ、育児休業や看護休暇など、子育てを支援する各種制度の普及啓発と利用促進に努めます。

（5）子育てを行う労働者への支援の充実

- 労働者の育児や子どもの教育に必要な資金需要に応えるため、四国労働金庫と協調して低利の融資制度を運用し、利用促進に努めます。【再掲】

目標指標

	目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
85	男女の地位が平等と感じる人の割合	25.5% (H26)	40% (H32)	男女参画・ 県民協働課

3 子育てと仕事の両立支援（地域で）

現状と課題

子育てと仕事の両立を図るためには、個人の意識改革や職場での環境づくりを進めると同時に、それぞれの地域において、子育て家庭の多様なニーズに対応した各種支援サービスの充実を図ることが求められます。

このため、市町や関係機関等と連携しつつ、保育サービスや放課後児童対策の充実をはじめ、ファミリー・サポート・センターの充実や情報提供など、地域におけるきめ細やかな子育て支援サービスの提供に取り組んでいくことが必要です。

具体的な施策

(1) 教育・保育サービスの充実【再掲】

- 地域の実情を反映して市町が提供する、教育・保育サービスの量が確保できるよう支援します。
- 教育と保育を一体的に提供する認定こども園の普及を促進します。
- 子どもにとって保護者との愛情・信頼関係の中で育つことが最も大切な時期であることや、家庭的保育等事業をあらゆる機会を通じて啓発したうえで、増加傾向にある低年齢児（0～2歳）保育の受け入れニーズに適切に対応していきます。
- 市町が実施する時間外保育や病児・病後児保育、一時預かりなど、多様な保育ニーズへの対応や、保育サービスネットワークの構築を支援します。
- 1か所で延長保育や一時預かり、休日保育など、多様な保育ニーズに応える多機能保育施設・事業の整備を支援します。
- 延長保育や病後児保育、一時預かり、休日保育、夜間保育など、多様な保育ニーズへの対応や、保育サービスネットワークの構築を促進します。
- 提供主体の如何にかかわらず、利用者の保育ニーズに応じた多様なサービスの提供状況により、その活動を評価する仕組みを検討します。
- 自己評価・第三者評価等の実施を市町等に働き掛けます。
- 保育所における保育の特性を生かしつつ、常に保育の内容や方法を見直し、改善・向上が図られるとともに、子どもが健康で安全に生活できる場となるよう努めます。
- 保育士の需給バランスを見極めながら、潜在的な人的資源の活用や研修を通じた資質向上に努めます。
- 家庭的保育等事業と教育・保育施設の連携を推進します。
- 会議や文書等を通じて、行政情報等の提供に努めます。
- 自己評価・学校関係者評価の実施、公表、報告を推進します。
- 幼稚園における預かり保育の拡充と質の確保を支援します。

(2) 放課後対策の総合的な推進【再掲】

- 放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進します。
- 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的又は連携した実施を促進します。

- 放課後児童クラブ等の障がい児の受入れを促進します。

(3) 地域における子育て家庭への支援体制の充実【再掲】

- 子育てを援助してほしい人と援助したい人をつなぐファミリー・サポート・センターの設置・運営を支援します。
- シルバー人材センターに登録されている高齢者等による乳幼児の世話や保育施設への送迎などの育児支援、就学児童に対する学習・生活指導等の支援活動を促進します。
- 子ども連れで気軽に外出できる環境づくりに積極的に取り組む店舗等を募集し、「えひめのびのび子育て応援隊」として登録する取組みを推進します。

目標指標

	目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
86	仕事と生活の調和の実現が図られていると感じる人の割合	48.4% (H26)	向 上 (H31)	子育て支援課

第6章

子どもの貧困対策

1 子どもの貧困対策計画

2 子どもの貧困対策の推進

第6章 子どもの貧困対策

1 子どもの貧困対策計画

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26年1月に施行され、同年8月、同法第8条第1項に基づく「子供の貧困対策に関する大綱（以下「貧困対策大綱」という。）」が策定されました。貧困対策大綱には、「生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率」や「スクールソーシャルワーカーの配置人数」など、子どもの貧困状況を示す25の指標を掲げられ、それらの改善に向けた今後5年間の重点施策が盛り込まれています。また、都道府県は、同法第9条第1項に基づき、子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めることとされています。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策を総合的に推進するため、本計画の中において、子どもの貧困対策についての計画を兼ねて定めることとしています。

本県においても、子どもの貧困対策への取組みは重要であるとの認識のもと、これまでも、ひとり親家庭に対する就業支援、修学資金の貸付などの経済的支援や生活支援の取組みを進めてきましたが、貧困対策大綱の趣旨を踏まえ、今後も引き続き、教育現場と福祉の連携強化など、市町や関係機関と緊密に連携し、子どもの貧困問題に正面から向き合い、教育・生活・保護者に対する就労・経済的支援など、地域の実情に応じた取組みを積極的に進めていくこととしています。

※子供の貧困に関する25の指標一覧（P109参照）

2 子どもの貧困対策の推進

貧困対策大綱で示された25の指標の改善に向け、当面の重点施策及び具体的施策として次の取組みを行い、子どもの貧困対策を総合的に推進していきます。

1 教育の支援

子どもたちの将来が、生まれ育った家庭の事情等に左右されてしまう場合が少なくない現状を踏まえ、全ての子どもが基礎学力を身につけ、希望する進路が実現できるよう、確かな学力の育成を支える必要があります。

また、多くの貧困世帯で、子どもたちが学習面での課題に直面しており、経済的な問題で子どもたちが夢をあきらめることがないよう、学習環境の整備や進学への支援に取り組む必要があります。

（1）「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開

① 学校教育による学力保障

- 「愛媛県学力向上5か年計画」に基づき、組織的・計画的な学力向上シ

システムを構築し、県内各小中学校の学力に関する検証改善サイクルを強化することにより、児童生徒の確かな学力の一層の向上を図ります。

② 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携

- スクールソーシャルワーカーを配置し、福祉機関等の関係機関とのネットワークを活用しながら、それぞれの家庭に寄り添った援助を行います。
- 問題行動等の未然防止や早期発見のために、「心の専門家」であるスクールカウンセラーを中学校に配置し、校区等の小学校も兼務しながら教育相談体制の充実を図ります。

③ 地域による学習支援

- 地域人材を活用した放課後子ども教室、えひめ未来塾、地域学校協働活動の取組みを推進します。

④ 高等学校等における就学継続のための支援

- 高等学校の定時制課程及び通信制課程に在学する勤労青少年で、経済的に修学が困難な者に対し、修学奨励資金を貸与します。
- 勤労青少年の県立高等学校の定時制課程及び通信制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障するため、教科書学習書の給与を行います。

(2) 就学支援の充実

① 義務教育段階の就学支援の充実

- スクールソーシャルワーカーを配置し、福祉機関等の関係機関とのネットワークを活用しながら、それぞれの家庭に寄り添った援助を行います。
【再掲】

② 「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」などによる経済的負担の軽減

- 経済的な理由により高等学校の就学機会が妨げられることなく、安心して教育を受けられるよう、高等学校等就学支援金により授業料を実質無償化するとともに、低所得者世帯を対象に、奨学のための給付金により授業料以外の教育費を支援します。また、奨学金制度の推進に努めます。
- 授業料以外の教育費に経済的負担の軽減を図るため、奨学のための給付金を支給し、低所得世帯の私立高校生等の就学の機会を拡大します。
- 学校法人が行う授業料減免事業に対し補助を行うことにより、低所得世帯の私立高校生の就学の機会を拡大します。

③ 特別支援教育に関する支援の充実

- 特別支援教育就学奨励費等を通じて、障がいのある児童生徒等への支援の充実を図ります。

(3) 生活困窮世帯等への学習支援

- 問題行動等の未然防止や早期発見のために、「心の専門家」であるスクールカウンセラーを中学校に配置し、校区等の小学校も兼務しながら教育相談体制の充実を図ります。【再掲】
- スクールソーシャルワーカーを配置し、福祉機関等の関係機関とのネットワークを活用しながら、それぞれの家庭に寄り添った援助を行います。
【再掲】
- 「放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備を推進します。【再掲】

- 生活困窮世帯等に、学習支援や保護者への助言等を行い、高等学校等への進学を支援する。
- ひとり親家庭学習支援ボランティアを地域の施設へ派遣し、児童への学習支援や進学相談等を実施することにより、学習意識と学力の向上を図ります。

(4) その他の教育支援

① 子どもの食事・栄養状態の確保

- 経済的困難を抱える県立中等教育学校前期課程及び県立特別支援学校の児童生徒に対して、学校病治療のための医療費及び学校給食費を援助します。
- 栄養教諭を中核とした食育推進のための実践的な取組みを実施します。また、学校給食における栄養管理について研究し、あわせて児童生徒の「食と運動」について生活習慣の改善を図ります。

2 生活の支援

貧困世帯は、心身の健康、家庭、人間関係など、複合的で多様な課題を抱えているため、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、世帯の生活を支え、子どもの成長や就労を支える総合的な取組みが必要です。

また、貧困世帯に属する子どもたちは、貧困に伴う直接的な不利益ばかりでなく、地域社会からの孤立などにより、一層困難な状況に置かれてしまうことが少なくないため、相談事業や交流事業の充実を図っていく必要があります。

(1) 保護者の生活支援

① 保護者の自立支援

- 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において、その課題の評価・分析を踏まえた支援計画を策定の上、関係機関と連携し、包括的・継続的な支援を行います。
- 母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の保護者が抱えている様々な悩み等の相談に応じ、必要な情報提供等を行うことにより、その支援に努めます。
- ひとり親家庭が、修学や疾病などにより、一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣等し、児童の世話等を行うことにより、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活することができる環境整備に努めます。
- 児童相談所において、児童虐待問題に関して熱意を有する精神科医等の協力を得て、子どもや保護者等の家族に対してカウンセリングを実施することにより家庭復帰への取組みの強化を図ります。

② 保育等の確保

- 「放課後子ども総合プラン」に基づき、保育の利用者が引き続き就学後も利用できるよう、放課後児童クラブの設置を促進するとともに、放課後子ども教室と一体的又は連携した取組みを促進し、総合的な放課後対策の充実を図ります。

- 母子及び父子並びに寡婦福祉法で市町に義務付けられている保育所への入所や放課後児童クラブの利用に際し、ひとり親家庭の福祉が増進されるよう、ひとり親家庭への特別な配慮について、引き続き周知に努めます。

③ 保護者の健康確保

- 母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の保護者が抱えている様々な悩み等の相談に応じ、必要な情報提供等を行うことにより、その支援に努めます。【再掲】

④ 母子生活支援施設等の活用

- 愛媛母子生活支援センターに個別対応職員を配置し、対応が必要な児童に援助を行うほか、保護者への支援を行います。

(2) 子どもの生活支援

① 児童養護施設等の退所児童等の支援

- 退所後のアフターケアを推進するとともに、自立援助ホームにおいて、相談支援や就職活動支援など、児童等の自立支援を図ります。
- 退所する際に、就職や進学、アパート等を賃借するための身元保証人を確保し、社会的自立の促進を図ります。
- 児童養護施設退所者等自立支援資金の貸付けを通じて、大学等に進学する児童等の安定した生活基盤の構築と円滑な自立の促進を図ります。

② 食育の推進に関する支援

- 保育所や児童福祉施設等の給食施設に対し、年1回栄養報告書の提出を求め、施設の給食・栄養管理の状況や、入所者の肥満・痩せの状況を把握するとともに、給食施設を栄養指導員が訪問し、管理者や担当者に食事の提供や栄養管理についての改善方策を提示します。また、施設の管理者や担当者に、食育や栄養管理、衛生管理等についての研修会を行います。
- 主に高校生以上を対象に、食に関する知識と食習慣を身につけ、健全な食生活を継続して実践できるよう、講話等を行います。
- 施設の小規模化や地域分散化、ファミリーホームの設置を促進し、家庭的環境の中で養育を実施することで、子どもの社会的自立の促進につなげます。

③ ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援

- 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じて適切な関係機関につなぎます。【再掲】
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法で市町に義務付けられている保育所への入所や放課後児童クラブの利用に際し、ひとり親家庭の福祉が増進されるよう、ひとり親家庭への特別な配慮について、引き続き周知に努めます。【再掲】
- 「放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備を推進します。【再掲】

(3) 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

① 関係機関の連携

- 新たに創設される自立相談支援機関を活用して児童福祉関係者、母子保健関係者、労働関係者、教育委員会等の関係機関が連携して地域における

ネットワークを構築する取組みの実施を検討します。

(4) 子どもの就労支援

① ひとり親家庭の子どもや児童養護施設等の退所児童に対する就労支援

- 母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、ひとり親家庭の子どもに対する就業相談、就業支援講習会の開催、就業情報の提供など、就労支援に努めます。
- 若年求職者に対するかかりつけ職業相談、スキルアップセミナー等を実施します。
- 児童養護施設退所者等自立支援資金の貸付けを通じて、就職に必要な各種資格の取得や、就職時の安定した生活基盤の構築と円滑な自立の促進を図ります。【再掲】

② 親の支援のない子ども等への就労支援

- 若年求職者に対するかかりつけ職業相談、スキルアップセミナー等を実施します。【再掲】

③ 定時制・通信制高校に通学する子どもの就労支援

- 若年求職者に対するかかりつけ職業相談、スキルアップセミナー等を実施します。【再掲】

④ 高校中退者等への就労支援

- 若年求職者に対するかかりつけ職業相談、スキルアップセミナー等を実施します。【再掲】
- 若年無業者の職業的自立を支援するため、地域若者サポートステーションに臨床心理士、ジョブトレーナーを設置します。また、各種セミナーや職場体験等の支援プログラムや、ニート支援啓発のためのリーフレットやフォーラム等を実施します。
- 若年無業者の総合相談窓口である地域若者サポートステーションと高校等との連携体制を構築するとともに、高校中退者等への訪問支援を実施し、ニート化の未然防止の充実強化を図ります。さらに、研修等により相談職員のスキルアップを図るほか、サポートステーションにおける相談支援等を拡充して実施することにより、ニートの状況にある若者の職業的自立支援を一層強力に推進します。

(5) 支援する人員の確保等

① 社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化

- 児童相談所一時保護所の指導機能の充実・強化を図るため、実務経験者などによる一時保護等業務嘱託を配置し、子どもの健全育成の推進や問題解決を図ります。
- 里親経験者などによる講演会を開催することにより、新たな里親となる人材を発掘します。
- 児童虐待対応件数が増加する中、虐待通告を受けた際の児童の安全確認等体制強化をすることを目的として職員を配置します。
- 児童養護施設への実習生に対する指導や実習生の就職促進を行うための非常勤職員を採用することにより、人材確保を図ります。

② 相談職員の資質向上

- 生活保護世帯の支援に当たる職員の資質の向上を図るため、新任ケース

ワーカーに対する研修を実施するほか、国が開催する研修会に就労支援員が参加することにより、資質向上を図ります。

- 生活困窮者自立支援制度における支援員の質を確保するため、国が開催する研修会に自立相談支援機関等の支援員が参加することにより、資質向上を図ります。
- ひとり親家庭の保護者が抱えている様々な悩み等の相談に応じ、必要な情報提供等を行う母子・父子自立支援員を対象とした研修会を開催する等により、母子・父子自立支援員の資質の向上に努めます。
- 障がい児及びその家族に対する相談支援体制の構築に向け、主導的役割を担う市町の障がい者自立支援協議会において体制の整備を図るほか、引き続き相談支援専門員の養成に取り組むとともに、スキルアップに関する研修を実施します。
- 若年無業者の総合相談窓口である地域若者サポートステーションと高校等との連携体制を構築するとともに、高校中退者等への訪問支援を実施し、ニート化の未然防止の充実強化を図ります。さらに、研修等により相談職員のスキルアップを図るほか、サポートステーションにおける相談支援等を拡充して実施することにより、ニートの状況にある若者の職業的自立支援を一層強力に推進します。【再掲】

(6) その他の生活支援

① 妊娠期からの切れ目ない支援等

- 医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成します。
- 先天性代謝異常等の早期発見・早期治療のため、新生児マススクリーニング検査を無料で実施します。
- 乳幼児の疾病の早期発見と治療及びかかりつけ医の促進を図るとともに、養育者の負担軽減を図ります。

② 住宅支援

- 生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住宅を喪失又はおそれのある者に住居確保給付金を支給します。
- 母子福祉資金貸付金等の貸付けを通じて、ひとり親家庭の住宅支援に努めます。
- 住宅困窮度の高い母子世帯、父子世帯及び多子世帯について、県営住宅に係る優先入居を行うほか、住宅関連相談窓口を設置し、リフォーム相談、情報提供サービス、リフォーム融資紹介を行います。
- 愛顔の住まい・生活支援事業を実施し、子育て世帯等に対し民間賃貸への円滑な入居に係る情報提供を行います。

3 保護者に対する就労の支援

保護者に対する就労やキャリアアップ支援による世帯所得の向上は、子どもの貧困対策の中でも、最も基本的かつ優先度の高い取組みです。

このため、ハローワークと連携した就労支援や、スキルアップのための各種講習会の開催、自立に向けた資格取得の支援等、ひとりひとりのキャリアや経験、それぞれの置かれている状況などに応じた細やかな支援を行っていく必要があります。

① 親の就労支援

- 生活困窮者や生活保護受給者の就労支援について、就労支援員による支援やハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援など、きめ細かい支援を実施します。
- 生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や、安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合に、就労自立給付金を支給します。
- 母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の保護者が抱えている様々な悩み等の相談に応じ、必要な情報提供等を行うことにより、その支援に努めます。【再掲】
- 母子・父子自立支援プログラム策定員が、個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズ等に対応した自立支援計画を策定し、ハローワーク等と連携のうえ、きめ細かな自立・就労支援に努めます。
- 母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、ひとり親家庭の親に対する就業相談、就業支援講習会の開催、就業情報の提供など、就労支援に努めます。
- 能力開発や資格取得に向けた取組みに対する給付金の支給を通じて、ひとり親家庭の親の就業支援の推進に努めます。
- 離職者の再就職のために、民間訓練機関や事業主を活用した職業訓練を実施することにより、就職の促進を図ります。また、就職に役立つ知識・技能を習得するための知識習得訓練の実施に当たっては、求職中のひとり親家庭の親の優先的な受入を行います。(一部の訓練コースでは、要件を満たす場合に託児サービスの利用が可能。)

② 親の学び直しの支援

- 様々な理由により、高等学校を卒業できなかったひとり親家庭の親等の、学び直しに向けた取組みに対する給付金の支給を通じて、就業支援の推進に努めます。【再掲】

③ 就労機会の確保

- 若年求職者を対象とした面接会、職業紹介等を実施します。

4 経済的支援

子どもの貧困対策を進めるに当たっては、就労や生活、教育に係る様々な取組みを進めていくほか、世帯の状況や所得に応じ、各種手当や給付、貸付制度などにより世帯の生活の基礎を支えていく必要があります。

① 児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し

- 児童扶養手当の公的年金との併給調整に関し、その周知と適切な支給に努めます。

② ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討

- 本県施策を積極的かつ計画的に整備等していくため、ひとり親家庭の実態及び必要とされている支援を把握するための調査を実施する等により、

その状況把握に努めます。

③ 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大

- 母子福祉資金貸付金等の貸付けを通じて、ひとり親家庭の経済的支援に努めます。

④ 教育扶助の支給方法

- 生活保護における教育扶助について、必要な費用を学校長に対して直接支払うことにより、目的とする費用に直接充てられるよう適切に実施します。

⑤ 生活保護世帯の子どもの進学時の支援

- 生活保護世帯の子どもが高等学校等に進学する際に、入学料、入学料等支給料等を支給します。また、生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の高校卒業後の大学等の進学費用にかかる経費に充てられるものは、収入として認定しない取扱いとします。

⑥ 養育費の確保に関する支援

- 母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の保護者が抱えている様々な悩み等の相談に応じ、必要な情報提供等を行うことにより、その支援に努めます。【再掲】
- 母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、法的な専門相談など、養育費の確保に関する支援に努めます。

⑦ その他

- 一定の所得状況にあるひとり親家庭の父又は母及び児童が、医療機関を受診した場合の医療費自己負担額への助成を行い、その経済的負担の軽減に努めます。

5 その他の支援

① 国際化社会への対応

- 留学を希望する県内の高校に在籍する生徒を対象に、留学補助金を交付することにより、生徒にコミュニケーション能力や国際的視野を身に付けさせ、将来の愛媛を支えるグローバル人材の育成を図ります。